

短期人間ドック・脳ドックの 検査費用を一部助成します

市では、国民健康保険および後期高齢者医療制度に加入している方に、短期人間ドック・脳ドックの検査費用の一部を助成しています。

国民健康保険短期人間ドック・脳ドック助成	後期高齢者医療短期人間ドック・脳ドック助成
対 象 (次の要件をすべて満たした場合に限る)	
①市の国民健康保険の加入期間が継続して1年以上の方で、満35歳以上の方 ②納付期限の到来している国民健康保険税を完納している世帯の方 ③令和元年度内に市で実施している特定健康診査を受診していない方（脳ドックは特定健康診査を受診していても助成対象）	①市内に住所を有する千葉県後期高齢者医療制度の被保険者の方 ②納付期限の到来している後期高齢者医療保険料を完納している方 ③令和元年度内に市で実施している健康診査を受診していない方（脳ドックは健康診査を受診していても助成対象）
助 成 額	
・短期人間ドック 対象検査費用の7割（限度額7万円） ・脳ドック 対象検査費用の7割（限度額3万円）	・短期人間ドック 限度額3万円 ・脳ドック 限度額1万円

※国民健康保険短期人間ドックについては助成対象とならない検査項目もあります。
申請方法・対象医療機関等、詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせは、**国保年金課（2階） ☎(20)1503、FAX(20)1600**へ。

固定資産税に関する



申告を忘れずに!

長期優良住宅に対する固定資産税が減額されます

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定に基づき、認定された住宅を新築した場合、当該家屋に係る固定資産税が減額されます。

◆要件（次の要件をすべて満たした場合に限る）

- 平成21年6月4日から令和2年3月31日までの間に新築された住宅
- 長期優良住宅の認定を受けて新築された住宅
- 住宅部分の床面積が1/2以上で、かつ50㎡（戸建以外の貸家住宅については40㎡）以上280㎡以下の住宅

◆減額内容

新築後5年間（一般の住宅）または7年間（3階建以上の中高層耐火住宅等）、床面積が

120㎡以下の住宅部分について、税額が1/2となります。

◆手続き

新築した翌年の1月31日までに、長期優良住宅の認定を受けて新築された住宅であることを証する書類を添付し、申告書を提出してください。
※通常は新築住宅の現地調査時に申告書を提出していただいています。

1月は償却資産（固定資産税）の申告期間です

法人または個人で事業（工場・商店・アパート・太陽光発電など）を営んでいる方が、所有している事業用資産（機械・器具・構築物・備品）には、固定資産税が課税されます。事業用資産を市内に所有している方は、毎年1月1日現在の所有状況を1月31日までに申告することが法律で定められていますので、早めの申告をお願いします。

なお、電子申告（eLTAx）を利用することで自宅や事業所などから申告できます。

お問い合わせは、
資産税課（2階）

☎(20)1579、FAX(20)16009へ。